13章　秘密保持契約（NDA）　　第Ⅳ部　類型

秘密保持義務とその例外

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　この条項は何をしているのか

秘密保持義務は、秘密保持契約の中核となる規定です（注1）。受領当事者は、秘密情報を第三者に開示・漏えいしてはならない、というのがその中身です。

ただ、例外のない秘密保持義務を課すと、受領当事者に不可能を強いることになりかねません（注1）。契約の目的を遂行するには、受領当事者が自社のグループ会社やその役職員、アドバイザーなどに秘密情報を開示しなければならない場合があります。また、秘密保持義務を根拠にいつでも法令等に基づく開示の要請を拒めるわけでもありません。法令等に基づく開示を例外として定めておかないと、受領当事者は、開示して秘密保持契約に違反するか、開示せずに法令等に違反するかの二択を迫られる場合があります（注1）。

そこで秘密保持契約では、秘密保持義務の例外として開示を認める事由と、開示の際の手続・条件を定めるのが一般的です（注1）。

秘密情報の定義から外れる情報（公知の情報、既に知っていた情報など）は、そもそも秘密保持義務の対象になりません。これは定義の側の問題で、別稿「秘密情報から除外される情報」が扱います。本稿が扱うのは、秘密情報であることを前提に、それでも開示してよい場面です。

二　よくある条項例

秘密保持契約でよく見る形は、次のとおりです。

> 1　受領当事者は，秘密情報について厳に秘密を保持するものとし，開示当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示または漏えいしてはならないものとする。ただし，受領当事者は，本目的のために必要な範囲のみにおいて，受領当事者の役員および従業員，ならびに，本取引に関して受領当事者が依頼する弁護士，公認会計士，税理士その他のアドバイザーに対して，秘密情報を開示することができるものとする。
> 2　受領当事者は，前項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは，本契約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課して，その義務を遵守させるものとし，かつ，当該第三者においてその義務の違反があった場合には，受領当事者による義務の違反として，開示当事者に対して直接責任を負うものとする。
> 3　第１項の規定にかかわらず，受領当事者は，法令または裁判所，監督官庁，金融商品取引所その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の裁判，規則もしくは命令に従い必要な範囲において秘密情報を公表し，または開示することができる。ただし，受領当事者は，かかる公表または開示を行った場合には，その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するものとする。（注2）

1項本文が第三者への開示禁止、1項ただし書と2項が役職員等への開示の例外です（注3）。3項が法令等に基づく開示の例外です。

役職員等への開示の例外は、受領当事者の役員・従業員、受領当事者のグループ会社（親会社・子会社・関連会社）とその役員・従業員、アドバイザー（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、フィナンシャルアドバイザーなど）、その他の関係者（共同研究者、資金提供者など）のうち、秘密情報を開示する必要のある者を列挙する形で規定するのが通常です（注3）。開示先には当事者間の秘密保持契約と同程度の秘密保持を求め、開示先での漏えいについては受領当事者が開示当事者に直接責任を負う、と合意されることが多いです（注3）。

三　問題点

1　グループ会社への開示が認められていない

上の条項例は、グループ会社を開示先に入れていません。受領当事者が単独で検討を進めるならこれで足りますが、親会社が取引の決定に関与する場合や、子会社が

取引の実行を担う場合には、グループ会社に情報を渡した時点で契約違反になります。

受領当事者は、契約の目的を遂行するために秘密情報を開示する必要のあるグループ会社の範囲がどこまでかを、子会社や関連会社が目的の取引に関与することがあるか、親会社が取引の決定に関与することがあるか、という形で具体的に検討する必要があります（注4）。法令や社内規則に基づいてグループとしての管理を受ける会社では、グループ管理のために親会社などへ情報を開示することもあるので、その開示先も検討の対象になります（注4）。

範囲の書き方には、①親会社、子会社、関連会社、兄弟会社、関係会社といった用語を使う例、②財務諸表等規則や会社計算規則の定義を使ってより厳密に書く例、③「契約当事者が支配し、契約当事者を支配し、契約当事者と共通に支配される会社」と書く例（さらに「支配」の意味を定義する例）があります（注4）。どれでも意図した範囲を表現できていればよいのですが、「関連会社」「関係会社」、英文契約の「Affiliate」は、双方の認識している範囲が実は一致していないことがあります（注4）。**グループ会社を開示先に加えるときは、言葉を選ぶより先に、どの会社に渡すのかを社内で確かめます。**

開示当事者の側から見ると、問題は逆向きです。銀行等から融資を受ける場合や、ファンドが出資者に開示する必要がある場合などに、受領当事者が必要だと主張する開示先をすべて締結の時点で例外として認めてよいかは、慎重に検討する必要があります（注5）。締結の時点では一律に開示を認めず、締結後に都度書面で通知・承諾する手続を通じて、開示を認める第三者を具体的に把握する方法もあります（注5）。

2　開示先に同等の義務を課す義務

条項例の2項は、開示先に同等の秘密保持義務を課し、開示先の違反について受領当事者が直接責任を負う、と定めています。法律上の守秘義務を負う第三者については、その守秘義務の方が刑事罰を科されうるなど厳格であることから、秘密保持契約の締結を求めないことも少なくありません（注3）。条項例の2項が「法律上守秘義務を負う者でないときは」としているのはこのためです（注3）。

受領当事者にとって負担になるのは、「同等の秘密保持義務を課して」の部分です。役員・従業員には就業規則や誓約書で、コンサルタントには業務委託契約で、それぞれ秘密保持義務を課しているのが普通ですが、その内容がこのNDAと「同等」かは、案件ごとに確かめないと分かりません。受領当事者は、開示先に新たに誓約書を取るのか、既存の契約で足りるとするのかを、条項を受け入れる前に決めておきます。

3　法令に基づく開示の扱い

条項例の3項は、法令、裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他の公的機関の裁判・規則・命令を挙げています。これには、法律・政令・府省令・規則・条例、裁判所の判決・決定・命令、民事訴訟規則などの裁判所規則、監督官庁の処分や金融商品取引所の処分などが含まれると考えてよいでしょう（注6）。

これで足りるかは、受領当事者の事業によります。許認可の取得・更新に関して行われる監督官庁の事実上の「要請」や、随時行われる行政指導のように、法令等に基づく開示として整理できるか明確でない場面でも、秘密情報を開示しなければならないことがあります（注7）。第三者から訴えられたときに、提出命令がなくても、訴訟を有利に進めるために秘密情報を証拠として出したいこともあります（注7）。受領当事者は、これらも例外として定める必要があるかを検討しておきます（注7）。

手続の側にも検討点があります。法令等に基づいて開示するときは、開示当事者の同意を得ること、または開示当事者に通知することを受領当事者に義務づけるのが一般的です（注8）。同意を要件にすると、同意が得られないときに、受領当事者はまた開示して契約に違反するか、開示せずに法令等に違反するかの二択を迫られます（注8）。監督官庁の検査のように、性格上、開示当事者に事前に連絡できない場合もあります（注8）。開示当事者が同意要件にこだわるなら、受け入れたうえで、不合理に同意を留保・拒絶しない旨を加えておくことが考えられます（注9）。

通知の時期は、事前・事後のいずれかとする例のほか、原則は事前、やむを得ない場合は事後とする例があります（注9）。事後とする場合の「直ちに」「遅滞なく」「速やかに」は、この順に後ろほど制限が緩いと理解されますが、何日という目安があるわけではありません（注9）。

捜査機関からの照会への対応、条項の置き場所（秘密情報の除外事由に置くか、義務の例外に置くか）は、別稿「法令・行政機関からの開示要求への対応：捜査機関から求められたとき」が扱います。

四　改善例

受領当事者の立場で、三の1〜3を織り込むと、次のようになります。

> 第〇条（秘密保持）
> 1　受領当事者は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、受領当事者は、本目的のために必要な範囲において、次の各号に掲げる者に秘密情報を開示することができる。
> (1)　受領当事者およびその親会社・子会社（会社法2条4号および3号に定めるものをいう。以下「グループ会社」という）の役員および従業員
> (2)　本取引に関して受領当事者またはグループ会社が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー
> 2　受領当事者は、前項各号に掲げる者（法律上守秘義務を負う者を除く）に対し、本契約に定めるものと同等の秘密保持義務（就業規則、誓約書その他の方法を問わない）を課し、その者による義務の違反について開示当事者に対して責任を負う。
> 3　第1項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令、裁判所の裁判、または監督官庁、金融商品取引所その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の規則、命令もしくは要請に従い必要な範囲において、秘密情報を開示することができる。この場合、受領当事者は、事前に開示当事者に通知するものとし、事前の通知ができないときは、開示後遅滞なく通知するものとする。

1項1号の会社法の定義は、受領当事者が株式会社であることを前提にしています。開示当事者の立場なら、1項の開示先は必要な範囲に絞ります。資金提供者のような開示先は、締結の時点では一律に認めず、締結後に個別に書面で承諾する形にする方法があります（注5）。3項に同意要件を入れるよう求められたときは、受け入れたうえで、開示当事者は合理的な理由なく同意を留保・拒絶しない旨を加えることが考えられます（注9）。

五　書き分けの分岐

論点	受領当事者として	開示当事者として
グループ会社	情報を渡す会社を洗い出し、定義を決めて開示先に入れる	必要な会社に絞る。「関連会社」「Affiliate」の範囲を確かめる
資金提供者・共同研究者	必要なら締結時に入れる	共同研究者は必要な範囲に絞り、資金提供者は締結後に都度書面で承諾する形にする
開示先の義務	法律上の守秘義務者を外す。既存の誓約書等で足りる形にする	同等の義務と、開示先の違反についての直接責任を求める
法令等に基づく開示	行政指導・事実上の要請まで入れる。通知は原則事前、例外事後	同意または事前通知を求める。同意要件なら不合理に拒まない旨は受け入れる

（各行の根拠は注4・注5・注3・注7〜注9）

開示をどこまで認めるかが決まったら、次に残るのは、渡した情報を何に使ってよいかです。秘密保持義務は第三者に「漏らさない」義務で、自社の中で別の用途に「使わない」義務は、別稿「目的外使用の禁止」が扱います。

参考文献等

（注1）森本大介＝石川智也＝濱野敏彦編著『秘密保持契約の実務――作成・交渉から営業秘密／限定提供データの最新論点まで〔第2版〕』（中央経済社、2019）38頁
（注2）前掲注1・38〜39頁の記載例2-4
（注3）前掲注1・40〜41頁
（注4）前掲注1・41頁
（注5）前掲注1・41〜42頁
（注6）前掲注1・42頁の図表2-2
（注7）前掲注1・43頁
（注8）前掲注1・43頁
（注9）前掲注1・43〜44頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/nda-himitsu-hoji-gimu-reigai/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「秘密保持義務とその例外」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。